

られるものを類別すれば左の四項より成る

一、英國は支那本土に對する日本の制覇に干渉せず、それに限界を規定せんとする企圖も有しない

一、日本はその代償にシンガポール及び香港の戦略的基地を初め英極東屬領權益の安全を脅威しないことを保障する、

一、日本は更に南太平洋方面には帝國主義的勢力伸張を企圖せず、濠洲、ニュージーランド及び蘭領印度に對して軍事上の脅威を與へないを約した、

一、これに對し英國は日本の所謂東亞新秩序政策を承認、其の限りに於て日本の支那に對する政治的經濟的優位の繼續をも容認する、尙國務省當局に於ても該秘密條約の内容を検討済みと報せられるが、國務省スポークスマンは廿日右に關する質問に對し

「國務省最高首脳部は斯る日英秘密條約の内容を見たこともなく、これに關して何等の情報も有しない」と言明した、

然し上院議員の一部が夫々秘かに日英秘密條約に關する情報を得てゐる事實からすれば英米共同の海上制覇 (Japaneese overlordship) と云ふ原則—米國は英國艦體が現在の如く大西洋作戦に専心する間は英米極東權益の保障者たるべしとの傳統的原則—に當然變化が現はれて來るものと期待されてゐる。

内閣情報部一・三三 情報第三號

米國汪政權不承認か

—同盟來電—不發表—

ワシントン廿日發同盟

汪精衛を首班とする支那中央政權の出現愈々間近き際廿日ワシントン官邊は米國は汪精衛政權を承認しないであらうと冒頭して左の如き見解を述べた

「米國政府は目下日本が着々樹立準備中の汪精衛中央政權を承認しない方針である、日本は同政權の樹立に依つて支那の和平を策し以て西歐諸國との間に現存する諸種の困難を除く去すべく期待してゐる、従つて日本は同政權に完全獨立の撰制を與へるに共に列國の承認を期待するであらうが、米國はあく迄斯る新政權の存在を無視し日本軍占領地區内に於ける米市民及び財産に加へられる侵害又は差別待遇行為に對しその責は日本側にあり、その態度を持續するであらう。」

猶信賴すべき筋よりの情報に依れば汪精衛は列國承認の代償として例へば

一、商業上の特權許與

一、揚子江の開放

一、日本車の漸次的撤退の保證

等の如き誘引手段を申出せるものと信ぜられるが米國の關する限り同政權をあく迄日本の傀儡政權なりと見做し便法としては米國領事館を通じ滿洲國政府との接觸と同様な商業上の接保つことにならうといはれる。

136.

内閣情報部二三 情報第四號

◎佛から軍需品購入
同盟來冠一不發表
パリ廿日發同盟

大倉組パリ代表日疋技師は過般來フランスのホツチキス軍需會社との間に軍需品購入に
關し折衝を行つて居たが、廿日總額百廿五万磅に上る軍需品購入契約を締結した。

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some words like "同盟" and "購入" are visible in the first few lines.)